

栃木市歯及び口腔の健康づくり推進条例 解説書

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）及び栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成22年栃木県条例第50号）の趣旨を踏まえ、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を、関連分野における多様な主体の自律性を重んじつつ、総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、この条例の制定目的及び内容を示したものです。

最近の研究により、歯及び口腔の健康を保つことが、全身の健康や生活習慣病の予防に深い関わりを持つことが明らかになっています。また、歯科疾患を予防して歯の喪失を抑制することは、高齢期での摂食や嚥下（飲食物を飲み込むこと）等口腔機能の維持による食生活の充実につながるほか、会話がしにくくなることも防ぎ、そのことが日常生活の質を高め、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと）の延伸につながるものと考えます。

このようなことから、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市・市民・歯科医師等の責務や関係機関・事業者の役割を明らかにするとともに、基本的な施策を定めること等により、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進し、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的に条例を制定するものです。

(基本理念)

第2条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであって、子どもの健やかな成長、生活習慣病の予防、健康寿命の延伸等に資するものであることに鑑み、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 市民が自ら生涯にわたり歯及び口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- (2) 市民がその発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすること。
- (3) 保健、医療、福祉、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、歯及び口腔の健康づくりを推進すること。

【解説】

本条は、歯及び口腔の健康づくりに関して、基本的な考え方を示したものです。

健康を実現することは、個人が主体的に取り組むべき課題ですが、社会全体としても、個人の主体的な取組を支援し、市民の自主的な歯科疾患の予防に向けた取組が生涯にわたって行われることを促進します。

人生の各ライフステージやそれぞれの心身の状況等に応じた最適な歯及び口腔の健康づくりが実施されることで、その効果が高まることから、ライフステージ等の特性に応じて適切かつ効果的に歯及び口腔の健康づくりを推進することとします。

各事業主体の歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策が、個別的・縦割りの対応にとどまれば、施策の効果が限定的になってしまうことから、関連する他の施策の事業主体との連携・協力に努めることにより、歯及び口腔の健康づくりを推進することとします。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、栃木県との連携を図りつつ、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

【解説】

本条は、市が前条の基本理念にのっとり、栃木県と連携しながら歯及び口腔の健康づくりに取り組む責務を有することについて定めたものです。

歯及び口腔の健康づくりは、保健、医療、福祉、教育など多方面の分野に関係することから、市は全体的な視野に立って、施策を総合的に策定し実施しなければならないと定めています。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、歯及び口腔の健康づくりについての関心及び理解を深めるとともに、市、歯科医師会等が行う歯科口腔保健の推進に関する取組に積極的に参加するよう努めなければならない。

2 市民は、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯及び口腔の疾患及び異常の有無に係る定期的な検診、健康診査、歯科医療、保健指導並びにかかりつけ歯科医の支援（以下「歯科検診等」という。）を受けることにより、歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

【解説】

本条は、歯及び口腔の健康づくりに当たっては、市民の自主的な取組が重要であることから、市民の責務について定めたものです。

市民自ら歯及び口腔の健康づくりに関心を持ち理解を深めることは大切であり、歯科に関する講演会やイベントなどの歯科口腔保健の推進に関する取組にも積極的に参加するよう努めることを定めています。

また、歯科疾患の早期発見・早期治療や適切な口腔ケアのため、定期的に歯科健診を受け、必要に応じて歯科医療や歯科保健指導を受けること、かかりつけ歯科医の支援を受けること等により、歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めることを定めています。

(歯科医師等の責務)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、基本理念にのっとり、市が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。

【解説】

本条は、歯及び口腔の健康づくりに当たっては、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する方々の果たす役目が特に重要であることから、その責務を定めたものです。

市が実施する施策への協力や、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する方々との連携を図りながら、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めなければならないことを定めています。

(保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等の役割)

第6条 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者は、市民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることのできる環境の整備を図る上で、その果たすべき役割の重要性に鑑み、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、歯及び口腔の健康づくりに当たっての、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等の役割について定めたもので、関係機関等には施策推進のため相互に連携しながら協力するよう努めることが期待されます。関係機関及び民間団体として、保健では県南健康福祉センターなど、医療では医師会・薬剤師会・看護協会・医療機関など、福祉では保育所・社会福祉協議会・介護保険事業者・障がい者支援施設など、教育では幼稚園・小中学校・高校などの機関や団体が想定されます。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員の歯科検診等を受ける機会の確保を図ることその他当該従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

【解説】

本条は、事業者が職場での健康診断や保健指導の実施など、従業員の健康の保持及び増進に関して重要な立場にあることから、事業者に果たしていただく役割として、従業員の歯科検診等を受ける機会の確保など、歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努めるよう定めています。

(歯及び口腔の健康づくりのための基本的施策)

第8条 市は、歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 妊産婦に対する歯科保健対策を推進すること。
- (2) 乳幼児期及び学齢期における虫歯及び歯肉炎の予防対策を推進すること。
- (3) 成人期における歯周疾患の予防対策を推進すること。
- (4) 高齢期における口腔機能の維持及び向上のための施策を推進すること。
- (5) 障がい者、介護を必要とする者等に対する適切な歯及び口腔の健康づくりを推進すること。
- (6) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集、普及及び啓発を推進すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを図るために必要な施策を推進すること。

【解説】

本条は、生涯を通じた歯科疾患の予防及び口腔機能の獲得等により、市民が健康で質の高い生活を営むことが出来るよう、市民の歯科口腔保健に関する自主的な取組を支援するための市の基本的な施策を示したものです。

人生の各ライフステージの特性やそれぞれの心身の状況等を踏まえた歯科疾患の予防及び生活の質の向上に向けた口腔機能の維持向上に関する施策を推進することや、歯及び口腔の健康づくりに関する情報収集と普及啓発を推進することを定めています。

なお、号の並びについて“妊産婦に対する歯科保健対策”を第1号にしてあります。これは、子どもの歯は妊娠中につくられ、歯の質はこの時期にほぼ決まるとされており、妊娠期の食生活が胎児の歯の形成に大きな影響を及ぼすことや、歯周病を持つ妊婦は早産や低体重児出産の可能性が高くなることなどの理由から、“乳幼児期”の前に置いたものです。

(基本計画)

第9条 市長は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する基本的な方針
- (2) 歯及び口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 基本計画の進行管理及び評価方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、歯及び口腔の健康づくりに関して学識経験を有する者の意見を聴くとともに、広く市民等の意見を求めるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

【解説】

本条は、歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本的な計画について定めたものです。

歯及び口腔の健康は、全身の健康の保持増進に重要であり、健康寿命の延伸にもつながることから、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画は、独立した計画として策定するのではなく、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条の市町村健康増進計画として策定する「栃木市健康増進計画」の中に、歯及び口腔の健康づくりの推進に係る目標及び施策等を盛り込む形とし、他の健康課題と一体的に取り組むこととします。

(財政上の措置等)

第10条 市は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を推進するため、市が必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めたものです。

この規定により、直ちに市に予算措置を義務付けるものではありませんが、具体的な施策を策定し実施するに当たっては、必要な予算措置に努めることを明らかにしたものです。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条は、この条例に定める事項のほかに、条例施行に関し必要な事項がある場合は、市長が別に例規等を定めるとしたものです。